

日本比較文学会倫理綱領

日本比較文学会は、比較文学・比較文化の研究を推進し、内外の研究者と協力してその研究の発展に寄与することを目的として活動している。比較文学・比較文化とは、何よりも他の文化を理解すること、自らの文化を対象とする場合でも、他の文化との関連において考察することを目指す営みである。この他文化への視点は、同じ社会に生きる異なる性や、さまざまな障害、また異なる社会的立場をもつ、さらに広い意味での他者への配慮に結びつかなくてはならない。

比較文学・比較文化の研究者の学問的、社会的交流の場である日本比較文学会においては、そこに集うすべての個人と組織が、上に述べた比較文学・比較文化研究の理念に基づき、内外のあらゆる他者の人権を尊重する。同時に、会員を含めてすべての他者の研究の成果を尊重する。以上の基本的な態度を確認するために、ここに「日本比較文学会倫理綱領」を、日本比較文学会全会員の同意を得て制定する。

1. 会員は、人種、国籍、性別、障害などのいかににかかわらず、すべての人に対して公平かつ誠実に対応する。
2. 会員は、学会内および学会外の活動において、すべての人のプライバシーおよび人権を尊重し、社会人としての規範を遵守する。
3. 会員は、会員であるなしを問わず、他の研究者の研究・調査および発表・発言の自由を尊重する。
4. 会員は、すべての他の研究者の研究・調査の成果およびそれに関する見解のプライオリティを尊重する。
5. 会員は、国内、国外を問わず、すべての社会における文化の多様性の価値を認め、それぞれの文化のあり方に配慮する。

本綱領は、2007年6月16日に制定された。

以上